

文教産業常任委員会記録

1. 開催日時 平成 29 年 12 月 14 日（木） 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 南野委員長・有田副委員長・大草委員・林委員・先野委員・
重廣委員・重村委員・中平委員・早川委員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 永田局長・岡田次長・佐伯書記
8. 協議事項
12 月定例会（12 月 8 日）から付託された事件（議案 6 件）
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前 9 時 30 分 閉会 午前 9 時 59 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

平成 29 年 12 月 14 日

文教産業常任委員長	南 野 信 郎
記 録 調 製 者	岡 田 年 生

南野委員長 皆さんおはようございます。本日の出席委員については委員 9 人全員であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、文教産業常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただきますよう、よろしくお願いいたします。また、委員におかれましては、本委員会での表決の際に挙手をされない方は、反対として取り扱いますので、ご了解願います。これより、本会議で本委員会に付託されました議案 6 件について、審査を行います。まず最初に、議案第 3 号「長門市津黄龍宮の潮吹交流施設条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

木村経済観光部長 おはようございます。津黄龍宮潮吹交流施設につきましては、スケジュール的には今年度で工事を完成させまして、4 月からの供用を予定しております。この施設につきましては、地域住民及び市内外から訪れる人々等の相互の交流を図るとともに、周辺における渋滞緩和、これを目的に設置するものでありまして、本条例におきましては供用時間であるとか、使用料等の必要な事項を定めるものでございます。

南野委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

中平委員 すいません、駐車場の料金の徴収についてなんですけど、午後 5 時以降は管理者がいないみたいなことなんですか。ごめんなさい。すいません。バス・二輪車等の駐車場の件です。

小林観光課長補佐 今バスというと、自動精算機外というところで認識させていただいてよろしいでしょうか。一応、供用時間と言いますが、今 9 時から 17 時ということになっていますが、夏場等になりますとやはり日が長くなり、時間等バス等が入ってくる可能性というのがございます。今条例の別表 1、5 条関係の表があると思いますが、その備考欄の第 2 項に、時間につきましては必要とある場合は時間を変更するということになりますので、夏時間等につきましては管理団体のほうがそのへんを認識されて、開設時間を延ばしたり、冬場はまた今の時期になりますと 4 時くらいになりますので、真っ暗という状況になってバス等が入ってこないということになれば時間のほうを短くすることでもありますので一応、供用時間ということで 9 時から 17 時ということで決定させていただいています。

先野委員 おはようございます。今の同じところなんですけど、バスが 6 台くらい停まって、二輪車が多分停まるんじゃないと思う、元の第 1 駐車場のところ

ですよね。2つ上の駐車場と合わせて今までは24台と30台、50何台停められるようになってしまったんやけど、それがどのくらい台数が増えるようになるんですか。

小林観光課長補佐 今、先野委員がおっしゃいましたように、駐車場部分につきましては、普通乗用車が第1駐車場が30台、第2駐車場が今24台ということで、合計しますと54台になります。今度拡張する駐車場につきましては普通乗用車が92台、ですから単純に30台を引きますと62台の普通車の増ということと、あとバスが専用的に6台ほど停められるというイメージで考えております。

先野委員 駐車場が有料になったら、外に停めるという可能性も出てくるわけじゃないですか。お金がかかるから危ないけど、有料駐車場には停めんで、精算機の所に停めんで、道のへりに停めるとか。そういうことも安全面のことも考えて対応についてはどのように考えているかをお伺いします。

小林観光課長補佐 路上駐車というのはこれは法律的に、交通法のほうで違反ということになります。今県の長門土木と県の観光政策課、それと観光課、都市建設課、警察署ということで、今、渋滞緩和措置の協議会じゃないですけど意見交換会というのを年に数回しております。そのへんで駐車場の整備が終わったときに、県のほうでもそのへんの路上駐車のほうの取り締まりのほうも要望をしていきたいと思えますし、地域住民の方と言いますか、今度管理をされる団体のほうにもそのへんを駐禁しないようにということをしながらか、そういう連携を警察とも、連携をとということでお願いするような形に進めさせていただければというふうに考えております。

南野委員長 ほかにございませんか。ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり。）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第3号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第3号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第4号「長門市空家等対策の推進に関する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

森野建設部長 おはようございます。現在、本市の空家対策につきましては、平成25年3月に制定し、同年10月に施行いたしました長門市独自の条例でございまして。長門市空家等の指定管理に関する条例、これに基づき取り組んできたところでございますが、空家等対策の推進に関する特別措置法、これが平成26年11月に交付されまして、27年2月に施行されたことに伴いまして、空家等に関する施策を更に推進するため、現条例を全部改正するものでございます。

南野委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

先野委員 長門市空家等の適正管理に関する条例の全部改正というふうにあります。何がどのように変わるのかお伺いします。

早川都市建設課長 おはようございます。旧条例では、空家等の修繕とか除去といった管理の適正化が主なところでした。改正後は空家等や除去した空家等に関わる跡地の利活用まで踏み込んだ空家対策計画を策定し、実施するものとなっております。また、これまでの条例では勧告措置命令に法的な拘束力がございませんでしたが、空家対策特別措置法第 14 条で、特定空家等の所有者に対する必要な措置、及び処分について定められておりますので、空家対策、特定空家等に対する措置に実行性が確保されたということになるかと思えます。

先野委員 今の説明で、もう少し具体的に私が前回の予算のときにも質疑をさせていただきましたが、空家の個数とかの関係とか、管理不全の空家とかその形で解体数が今 18 くらい。120 なんぼあって、管理不全の空家が 51、解体数が今回 18 件あったと思うんですが、今年度がですね。それが具体的にどのような形で改善されるのかお伺いします。

早川都市建設課長 現在は指導とか勧告、命令、そういったことに従わなくても罰則等もなくそのまま放置されることもございました。また、敷地に空家があると固定資産税が最大で 6 分の 1 に減額されるなどの優遇措置によりまして、そのまま空家を取り壊さずに放置しておくということも要因でございましたけども、今後はその勧告を行うと、優遇措置が解除されます。また更に措置命令を受けると 50 万円以下の過料が発生することにもなります。今までの旧条例の対応といたしましては、先ほど議員おっしゃったように、平成 25 年から管理条例によりまして 29 年度の 11 月末までで言いますと、若干数字が先ほどと違うんですけど、情報提供のあった空家が 153 件、そのうち管理不全な状態と認められた空き家が 58 件ございまして、助言・指導を行って状態を問わず、解体済みとなった空家は、先ほどのとおり 18 件ございます。今後あくまで協議会というものを設置して、その中で、先ほども申しました対処となりますけども、勧告、それから命令といった措置を行うことによりまして、管理不全な状態の空家の解体・撤去が今までより更に進んでいくのではないかと考えてございます。

中平委員 今回答の話の中にあつた、空家等対策協議会ということでもいいんですかね。協議会等というのは。そのメンバー構成の主なメンバー構成を教えてください。

木原都市建設課主幹 今現在、空家等対策協議会の委員の数といたしましては、9 名程度を考えています。これは空家等対策特別措置法の第 7 条に規定されてお

ります、法定協議会になりますのでその中で記されております構成員は、まず市長、そして地域住民代表、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者、そしてその他、市長が必要と認める者となっております。法務経験者と申しますのは、法律と書きますと弁護士ということになりますけども、法務となりますと、土地家屋調査士さんや、司法書士さん等が入ってくるような形になってございます。不動産に関しましては宅地建物取扱業者、建築は建築士、それから福祉関係者、あるいは文化関係者という形になっております。その他市長が認める者として、犯罪の防止、あるいは災害予防等の観点から警察関係者や消防関係者も考えております。

中平委員 多分この取り壊しとかになる空家って、やっぱりこの長門市でも地方部に多いと思うんですよ。面しているところが赤線とか、市道とかより赤線等のほうが多いと思うんです。そういう場合、やっぱり地元の方の意見というのを十分尊重して、住民代表のほうにも最低でも 2 人くらい入れるような処置をお願いいたします。

早川都市建設課長 そのように考えて進めていきたいと思います。

重村委員 1 件だけ確認させてもらいます。今担当課長のほうから今後、空家の解体撤去というところまで発言があったと思うんですけど、以前の条例で対応した中に、実は危険家屋だと、それで持ち主の方が倒されたけど、倒したまんまと。これで危険性はなくなったやろうと。ということで、当時担当課の課長は違う方でしたけど、撤去まできちんとしてほしいということが地域住民から上がってきたときに、今回の条例改正、上位の法が変わったということで、撤去まできちんとそこらあたり指導的なことができるのか、勧告的なことができるのか。「これで危険性がなくなったやろ」と、倒して観光地とかで、「あれはどね一かしてほしい」と、「倒しただけやないか」と。ドラム缶から缶から木材から、そのままの状態でその持ち主は、「これで危険性はなくなったでしょ、いいでしょ」ということで逃げているわけですよ。今回の条例改正がそこらあたり撤去まできちんと指導ができるものかどうか、この 1 点だけ確認したい。

早川都市建設課長 当然撤去して、危険はない状態かもしれませんが、やはり周辺環境に及ぼす影響等もありまして、そのへんのところは先ほど申しましたように、協議会の中でどういった勧告というか、そういう措置命令についてするかどうかということの議論になろうかと思います。

南野委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり。）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 4 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 4 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 13 号「長門市水産多目的集会所

の指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

木村経済観光部長 補足説明は特にございません。

南野委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり。）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり。）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第13号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第13号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第14号「青海島高山オートキャンプ場の指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

木村経済観光部長 特にございません。

南野委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり。）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり。）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第14号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第14号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第15号「伊上海浜公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

木村経済観光部長 特にございません。

南野委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり。）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり。）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第15号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第15号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。最後に、議案第17号「長門市俵山公民館の指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

中谷教育部長 提案説明のとおりであり、特に補足することはございません。

南野委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重村委員 何点か質疑をさせてもらいます。他の議案にも共通するところはあるかと思うんですけど、指定管理期間が3年を終えて、新しく3年の更新というか、再指定管理をお願いするということになるろうかと思えますけど、ここに至るまで多分、最終年度の29年度にはいろんな手続きを踏まれて、多分ここに

12月議会に議案として新たに3年間指定管理をお願いしたいという議案が出てきていると思います。今年度の再指定管理者に指定したいと。この経緯、どんなことを積み重ねてここの議案に上がってきているかをまずお尋ねしたいと思います。

福田生涯学習スポーツ振興課長 俵山公民館におきましては、俵山地区発展促進協議会が引き続き継続して管理をしたいという申し出が、指定管理の指定申請書の提出がありました。この申請書に基づいて俵山地区発展促進協議会の9年半に渡る実績について検証を行ったところです。その結果、実績もあり、地域性及び活動内容を理解し、地域住民で構成される自主運営組織に委託することが適当と考えましたところから、長門市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例、第2条、第2項の1の「当該施設の性質、目的等」により、「公募することが適さないと認められるとき」に基づき、俵山発展促進協議会を指定管理者として選定することを、指定管理者選定委員会におきまして決定をしたところです。それで議会のほうにお諮りするという形になったところです。

重村委員 最初の指定管理を受けるときというのは、平成20年だったと思いますけど、当然公募してそこに募集をしてきて、多分選定委員会の前で聞き取り調査と言いますか、プレゼンまではいかないかもしれませんが、いろいろなことを正して行政側も第1回目というのは指定管理をお願いされたと思うんですね。たとえばこういった更新のときに行政側がもちろん指定管理者も引き続き指定管理をしたい、という申請が大前提でしょうけど、そのあと選定委員会の中で、いろんな条例に照らし合わせてこれは公募するべきではないという、契約とかで、あれすれば随意契約的なことになるわけですよね。そんなイメージ的なものがね。それで、私はこうやって指定管理者が変わらずにきちんと指定管理を受けていただけるということは、ある側面では非常に良いことかもしれないけど、ある違う面から見ると、たとえばそこに形骸化したものが生まれるんじゃないとか、そういうことも懸念されるわけですよね。それで私は、ベテランの指定管理者だから大丈夫だろうというのではなくて、その選定委員会の前で改めて、平成30年度から3年間指定管理をするにあたっては、こんな思いで指定管理していきますとか、そういう選定委員会の前で改めて随意契約的1者しかないかもしれないけど、改めて3年間の志なり、受ける団体なりの思いをきちんと選定委員会も聞く機会というのは私はあってもいいのではないかと、それは今回みたいに指定管理者が何件か議案が出てきていますけど、物件にもよると思います。だけど、たとえばそこには非常に地域住民に絡んだ活動をしてもらわないといけないとか、それとかやはり金額的にも債務負担行為上、今回で言えば俵山公民館、3,000万円以上ですよね。そういったものに関しては、

きちんとそういった経緯を踏んで改めて選定したという形が良いのではないかと、私は個人的に思うんですが、これ課長が答弁が無理だったら私は教育長でも良いと思いますけども。そこらあたりの思いを聞かせてください。

中谷教育部長 指定管理につきましては、先ほど課長のほうが申しましたとおり、選定委員会のほうで諮るようになりますが、今回俵山公民館の指定管理につきましては、今委員のほうもおっしゃいましたように、公民館というのは地域の学習拠点であり、また地域づくりの活動拠点ということもありまして、そういった役割を効果的・機能的に果たすという意味では地域住民で構成される地域団体が指定管理者として運営していただくことが理想というふうには考えております。更新にあたって、団体のほうからの意見を委員会に聞くということにつきましては、公民館のみならずほかの施設も全般に渡りますので、そういった面につきましては教育委員会のみでお答えできないので、そういったことについては、全庁的に検討してまいりたいと思います。

磯部副市長 今の選定委員会のお話でございますので、私のほうが選定委員会の長ということで私のほうからお答えさせていただきます。まず、議員お示しのとおりに、今回の指定管理者というものを選定する場合、一般的にいけば公募、あるいは公募をしない。今回につきましては公募をしない理由ということで、担当課というか、そちらのほうからその理由もお聞きをいたしております。一般論で申しますと、先ほど議員お示しのように、ものによって、施設によっては公募すべきものと、やはり地域密着型、今までの活動実績が素晴らしく良く管理、あるいは運営されている施設、こういったものについては公募すべきか否かという判断に大きな影響があらうと思っております。施設については今回の指定管理者選定委員会の中でもこれはやはり公募をするべき物件ではなかろうかという議論も当然ありました。それについては、今回はこのまあいってもいいけれども、次の公募のときには、指定のときにはそのあたりを十分認識をして公募をすべき、あるいは公募をしない理由、そのあたりもしっかりと検討のうえ選定委員会に上げるようにという、一応話もしたところでございます。今言われますように、全体的にはそうでございますけれど、今回の指定管理につきましては先ほど来、課長・部長も申しておりますように、俵山公民館については地域の目指した活動もされており、収支あるいは運営面についても何らこれに代わる団体はないという判断のもとで今回の指定管理者として選定をしたところでございます。

大草委員 俵山公民館の指定管理について聞きますけども、これは仙崎公民館も今度指定管理をされておられますけども、今るる、いわゆる地域でやるということについていろんなメリットがあるということでありましたけども、たとえば弊害とかデメリットというのはないんですかね。

福田生涯学習スポーツ振興課長 今の公民館の、地元の団体とかで管理しているということで、デメリットについてということですが、特に今のところそういったデメリットというところまではないと思っております。

早川委員 いま副市長が指定管理選定委員会について、次回に回すとかということをおっしゃいましたが、この選定委員会の開催時期とかというのは、今後今言われたことを踏まえてもうちょっと前に開催時期をずらすとかという考えはあるのでしょうか。

磯部副市長 選定委員会の開催というのは、たとえば担当課、所管課のほうで今回の施設については公募すべきだ、あるいは公募しないほうがいいという判断をしたのちに、業者が決まったあとで、この事業者はいかがかというのが選定委員会で審議する事項でございますので、開催時期については例年と変わらないと思います。ただ、選定委員会にあたっての、担当課としては先ほども申し上げましたけれども、公募するならばそういった時期を早めるべきでしょうし、公募時期をですね。そういった事務手続きは取られるということになろうと思っております。

南野委員長 ほかにご質疑はありませんか。ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり。）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 17 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 17 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで文教産業常任委員会を閉会します。どなたもご苦労様でした。